

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年1月15日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 高 橋 俊 一

令和6年度第2回定期監査結果報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

企画政策課、防災安全課

(2) 対象事務

令和6年度の財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和6年10月30日から令和6年12月27日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 企画政策課

① 指定事業

1 「移住支援窓口設置事業」

2 「女性向け移住体験ツアー企画運營業務委託」

② 意見

指定事業1

- ・今後も市と移住支援事業者が一体となり、企業や地域自治組織等と連携して、移住者を受け入れる地域住民の意識醸成に取り組まれることを期待する。

指定事業2

- ・見積書の明細については、他の業者と単価等の比較・検討ができるような内容とし、金額の妥当性を十分検証していただきたい。
- ・次回ツアー計画の際は、参加者アンケートを参考に「移住体験」に重きを置くなど、具体的に移住を考えている方に有用な経験となるような企画を期待する。

(2) 防災安全課

① 指定事業

「十日町市防災情報システム保守業務委託」

② 意見

- ・十日町市地域防災計画にも明記されている個別避難計画の避難経路図の作成にあたっては、本システムのツールを有効活用し、計画的に進めていただきたい。
- ・見積り段階から業務内容と金額の積算根拠を精査していただきたい。
- ・災害時にシステムを有効活用できるよう、関連部署との連絡協調関係を構築していただきたい。